平成２６年（フ）第１４３号
広島県江田島市江田島町津久茂１丁目11番40号
債務者　水原めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１１９号
愛媛県松山市別府町95番地15
債務者　林　　瑞江
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
愛媛県松山市西長戸町205番地１　サニーハイツ西長戸307号
債務者　久保智恵子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６６号
愛媛県松山市浅海原甲487番地
債務者　篠原　清記
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７５号
愛媛県松山市畑寺１丁目２番19号
債務者　島田　正光
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県飯塚市伊川250番地１　ソレイユ伊川Ⅰ―101
債務者　樋口　吉克
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１１８号
福岡県久留米市上津町2059番地１
債務者　古賀　恵美
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１１９号
住民票上の住所福岡市博多区西月隈５丁目13番24号
債務者　松尾　智子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１３６号
福岡県久留米市長門石３丁目１番23―402号
債務者　横田　尚雄
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１５６号
佐賀市多布施３丁目18番１号　シティハイツ伊藤101、前住所佐賀市多布施４丁目１番18号　フェリシティ501号
債務者　杠　　耕二
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
佐賀県鳥栖市儀徳町2515番地１　サンベールコガⅡＢ203
債務者　原　　美和
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
熊本市西区谷尾崎町1040番地13　古庄方
債務者　川端　利典
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６号
宮崎県都城市姫城町14街区14号
債務者　川島　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第６１号
北海道小樽市銭函２丁目37番102号　シーサイドガーデン銭函、前住所北海道小樽市銭函２丁目１番２号　マリンブーツハウス
債務者　山口　　瑛
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２１号
秋田県潟上市昭和大久保字新関堰の外25番地１
債務者　**菅原**　克**彦**
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２号
秋田県潟上市昭和大久保字新関堰の外25番地１
債務者　**菅原**加代子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８６号
茨城県牛久市下根町1313番地49、前住所茨城県取手市下高井2397番地２　アパキャッスルＡ103号
債務者　金田　敏彦
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係